

施設使用団体各位

都立学校施設開放事業運営委員長

東京都立農芸高等学校長

吉野 剛文

(公印省略)

屋外施設開放における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、学校開放事業に御理解と御協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

これに伴い、都立学校開放事業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に関する東京都教育委員会からの通知についても5月8日付で廃止となります。

今後の都立学校開放事業における新型コロナウイルス感染症対策については、基本的な感染対策を実施の上、下記の通知等を参考に御対応ください。

記

1 提出書類について

管理指導日誌（使用当日に提出してください。）

【以下の書類は廃止となります】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのお願い（お知らせ）【別紙1】
- (2) 承諾書【別紙2】
- (3) 実施状況報告書【別紙3】

2 施設の消毒について

今後の都立学校開放事業における新型コロナウイルス感染症対策については、基本的な感染対策を実施の上、下記の通知等を参考に御対応ください。また、屋外トイレの消毒用品は使用可能です。

3 参考資料

- (1) 東京都教育委員会「学校における衛生管理マニュアル」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

- (2) 公益財団法人 日本スポーツ協会「スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン」 <https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

【お問い合わせ先】

〒167-0035

東京都杉並区今川3-25-1

東京都立農芸高等学校

経営企画室 施設開放担当

電話 03-3399-0191